

令和 7 年度 第74回定期総会議案書

日 時：令和7年4月20日(日)
(午後 1 時 30 分から)

場 所：福 島 自 治 会 館

福 島 第 三 自 治 会

福島第三自治会定期総会議案書 目次

1. 議 案

議案第1号	令和6年度事業報告	2
議案第2号	令和6年度会計報告	3
議案第3号	令和6年度会計監査報告	3
議案第4号	令和7年度役員(案)	4
議案第5号	令和7年度事業計画(案)	5・6
議案第6号	令和7年度予算(案)	7

2. 添 付 資 料

令和7年度福島第三自治会防災対策委員会	8
自主防災用具一覧表	9
防災対策委員会規定	10
福島第三自治会会則	11・12
福島第三自治会個人情報取扱方法	13
評議員及び組長の皆様へ お願い	14

令和6年度 事業報告

福島第三自治会では、安心安全、快適で住みよい、心のふれあうまちづくりを目指し、関係諸団体と連携し、各種行事を主催・参加することで、会員数が減少する中でも自治会活動を活性・活発化させて、会員相互の親睦に努めて参りました。

令和6年度に実施または参加した主な事業

4月	玉川・共成小学校(4/8)・福島中学校(4/9)入学式	不参加
4月	春の昭島市交通安全運動(4月6日～15日)	(チラシ回覧)
4月14日(日)	多摩川クリーン作戦(多摩川一斉清掃)	第三自治会では5名程参加
4月21日(日)	福島第三自治会 第73回定期総会	(委任状含む)58名参加
4月29日(月)	福島神社定期総会	参加
5月	赤十字活動資金募集運動(5月1日～8月31日)	(チラシ回覧)
5月19日(日)	福島連合自治会定期総会	各自治会より5名参加
5月19日(日)	第八消防方面 水防訓練(昭島市・立川市・国立市 合同)	(チラシ回覧)
5月25日(土)	昭島市自治会連合会定時総会(昭島市役所市民ホール)	参加
5月	市内クリーン運動(5月25日～6月2日)役員により各自宅周辺を実施	
6月9日(日)	福島子どもの広場草刈り	役員他12名参加
7月	社会福祉協議会会員増強運動(7月1日～31日)	(チラシ回覧)
7月13日(土)・14日(日)	福島盆踊り大会	(2日間)自治会手伝い18名参加
8月17日(土)・18日(日)	福島神社祭礼 第三自治会神酒所運営	役員他多数参加
8月31日(土)	自主防災組織リーダー研修会(伊藤副会長参加)	台風のため中止
9月14日(土)	福島子どもの広場草刈り	役員他15名参加
9月	秋の昭島市交通安全運動(9月21日～30日)	(チラシ回覧)
10月	赤い羽根共同募金運動(10月1日～31日)	(チラシ回覧)
11月1日(金)	エリア別ミーティング(福島会館2F)	会長・副会長2名にて参加
11月10日(日)	第2ブロック防災運動会(玉川小学校)	35名参加
12月	歳末たすけあい運動(12月1日～31日)	(ポスター掲示)
1月12日(日)	消防団出初式	昭島市消防団 第一分団初顔合わせ参加
1月9日(木)	昭島まちづくり新年賀詞交換会(フォレストイン・昭和館)	不参加
3月	春の火災予防運動(3月1日～7日)	(ポスター掲示)
3月	福島中学校(3/18)・玉川/共成小学校卒業式(3/25)	不参加

その他

- *福島連合自治会 常任委員会 4/5・5/10・6/7・7/5・9/7・10/8・12/7・R7.2/6・3/10
- *福島第三自治会(打合せ)・役員会 (7/28・8/4・8/10)・10/19・11/4・R7.3/15
- *玉川小学校避難所運営委員会 R7.2/7・3/29(訓練/雨天中止)
- *共成小学校避難所運営委員会 9/26・10/26(訓練)・12/5・R7.2/20
- *共成若葉子ども会 資源回収 4/13・6/29・9/7・11/9・R7.1/25(令和7年度活動休止)
- *毎月1日・15日前後には評議員さん・組長さんを経由して回覧の配布
- *地域内4ヶ所の掲示板に、市役所・消防署・警察署等からのポスター等を都度掲示
- *福島町1丁目の自治会員には毎月 共成(学校だより)を配布

令和6年度会計報告

福島第三自治会

会長 葉袋 和久

会計 塚越 秀幸

令和6年度収支決算書

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

単位:円

	費 目	予算額	決算額	備 考
収 入	前年度繰越金	1,082,147	1,082,147	※1 自治会費地区別内訳
	自治会費	384,000	※1 376,400	第一地区 44世帯 105,600
	市助成金	75,000	77,400	第二地区 43世帯 102,800
	募金事務費	8,000	4,553	第三地区 25世帯 60,000
	雑収入(預金利息)	15	660	第四地区 19世帯 45,600
				第五地区 26世帯 62,400
				(第二地区 新規入会者の月割り会費あり)
	収入合計①	1,549,162	1,541,160	合計 157世帯 376,400
支 出	事務費	10,000	0	※2 基金内訳
	通信費	21,000	21,000	
	会議費	30,000	1,788	
	総会費	10,000	5,576	
	行事費	20,000	15,700	
	連合自治会負担金	131,200	113,040	①日本赤十字社 23,550
	子ども会補助金	7,000	7,000	②社会福祉協議会 31,400
	募金	112,000	※2 83,750	③赤い羽根共同募金 13,800
	慶弔費	60,000	47,500	④歳末助け合い 15,000
	防災対策費	100,000	0	合計 83,750
	役員慰労金(組長)	26,000	26,000	
	雑費	50,000	12,000	
	支出合計②	577,200	333,354	
差し引き合計 ①-②		971,962	1,207,806	

収入合計

1,541,160

支出合計

333,354

差引 計

1,207,806 (次年度へ繰り越し)

* 特別勘定残高(祭り勘定)

779,444 (その内279,444は普通預金)

(" 500,000は定期預金)

会計監査報告

上記内容を監査した結果、誤りなきものと認めます。

令和7年4月6日

会計監査役

吉井 和弘

岩崎 喜信

令和7年度 福島第三自治会役員名簿(案)

令和7年4月1日
福島第三自治会

会 長	副会長	副会長	副会長	会 計	会計監査	会計監査	8 組
葉袋 和久 090-3211-8261	葉袋 敏邦 080-3016-6595	青木 みどり 090-4814-5774	山口 佳宏 090-5311-0849	伊藤 隆志 090-3099-1689	塚越 秀幸 090-3427-3421	吉井 和弘 544-0390	岩崎 喜信 090-5557-7481
地 区	評 議 員	組 長					
第 1	森田 そよ子 080-5179-6045	清水 泰人 549-1531	川上 小緒里 090-2941-9843	清水 将和 543-2206	小川 七郎 (尾形 幸子) 080-1139-0225	吉井 和弘 544-0390	村井 正弘 542-6174
会員数	(計) 44	7	7	5	6	0	1-4と合併
第 2	高橋 誠 080-4072-9503	浅野 武 543-2550	小川 成子 541-0152	石毛 光恵 090-1452-9662	吉井 和弘 544-0390	釘宮 叔晃 090-7902-0995	野間 陽 080-1026-5063
会員数	(計) 42	8	6	8	6	3	2
第 3	國井 秀夫 542-0448	白川 宗昭 541-0508	三田 和久 541-5362	貝沼 博之 544-1485	志賀 秀樹 545-6085	國井 秀夫 542-0448	
会員数	(計) 24	4	4	6	4	6	
第 4	野谷 弘 543-2232	武澤 公子 090-6318-2560	関根 進一 544-1262	小澤 幸男 544-2913	菊地 和子 546-6047	4-4と合併	
会員数	(計) 19	7	3	5	4	0	
第 5	梅田 実 541-4510	岩崎 喜信 090-5557-7481	梅田 光雄 543-6256	伊藤 隆志 090-3099-1689	伊藤 隆志 090-3099-1689	5-3と合併	
会員数	(計) 25	10	0	10	0	5	0

会員数合計 154 世帯

役員の担当 葉袋 敏邦 副会長 ①防犯・防災 ②広報 ③盆踊り実行委員 ④共成小避難所運営委員
 青木 みどり 副会長 ①1・2・3地区担当 ②防犯・防災 ③広報 ④玉川小避難所運営委員
 山口 佳宏 副会長 ①防犯・防災 ②運動会実行委員 ③環境美化 ④回覧物仕分(評議員配布)
 伊藤 隆志 副会長 ①4・5地区担当 ②防犯・防災 ③祭礼(祭典委員長)
 塚越 秀幸 会計 ①会計事務
 吉井 和弘 会計監査 ①会計監査
 岩崎 喜信 会計監査 ①会計監査

議案第 5 号 令和 7 年度 事 業 計 画 (案)

(R7. 4. 1～8. 3. 31)

令和 7 年度活動方針

1. 安全・安心、快適で住みよい、ふれあいと心の通うまちづくりを目指します(継続)
 - ・福島盆踊り大会への参加、福島神社祭礼にあわせた祭礼行事の執行
 - ・第 2 ブロック運動会への参加
 - ・防災訓練や防犯パトロール等への取組を行い、ご近所との絆を深めることで、地域の防災防犯力の向上を目指します。
2. 自治会の活性化(継続)
 - ・活動参加者の増加策検討
 - ・自治会退会者を減らす取り組み
 - ・自治会運営方法の見直し・・・などを引き続き検討・実施致します。
3. 自治会の加入率向上、顔の見える地域活動を目指します(継続)
 - ・自治会未加入者、転入者、更に自治会を退会された世帯に対しても、近隣会員の皆さまの協力を得て加入呼び掛けを行います。
 - ・活動実施時にはできるだけ懇親の時間を取り入れ、参加してよかったと思っていただけるような、楽しめる活動を目指します。

令和 7 年度の事業計画

- 4 月 8 日(火) 福島中学校入学式
- 4 月 9 日(水) 玉川小学校・共成小学校入学式
- 4 月 13 日(日) 多摩川クリーン作戦(多摩川一斉清掃)
- 4 月 20 日(日) 福島第三自治会定期総会
- 4 月 29 日(火) 福島神社定期総会
- 5 月 赤十字活動資金募集運動(5 月 1 日～8 月 31 日)
- 5 月 市内クリーン運動(5 月 24 日～6 月 1 日)
- 5 月 18 日(日) 福島連合自治会定期総会
- 5 月 31 日(土) 昭島市自治会連合会定時総会
- 6 月 () 子ども広場草刈り
- 7 月 社会福祉協議会会員増強運動(7 月 1 日～31 日)
- 7 月 13 日(日) 福島盆踊り大会準備
- 7 月 19 日(土)・20 日(日) 福島盆踊り大会
- 7 月 21 日(月) (海の日) 福島盆踊り大会片付け
- 8 月 9 日(日) 祭礼準備(花、御幣作り)
- 8 月 16 日(土)・17 日(日) 福島神社祭礼 福島第三自治会神酒所設営
- 8 月 18 日(月) 福島神社祭礼片付け
- 9 月 () 市民体育大会開会式
- 9 月 () 子ども広場草刈り

- 10 月 赤い羽根共同募金運動(10 月 1 日～31 日)
 10 月 26 日(日) 第 2 ブロック(福島連合自治会)運動会
 会場:共成小学校
 10 月 26 日(日) 昭島市総合防災訓練(清泉中学校)
 12 月 歳末たすけあい運動(12 月 1 日～31 日)
 12 月 () 歳末警戒パトロール
 1 月 () 消防団出初式
 1 月 () 昭島まちづくり新年賀詞交換会
 3 月 春の火災予防運動(令和 8 年 3 月 1 日～3 月 7 日)
 3 月 () 玉川小学校・共成小学校卒業式
 3 月 () 福島中学校卒業式

その他

- *福島連合自治会 常任委員会への出席(年間 10 回 他:事業・イベントにより開催)
 昭島市自治会連合会 常任委員会での市役所・消防署・警察署 等からの連絡・案内・情報事項等を各自治会へ伝達・協議致します。
 各種事業やイベントの進め方・準備等を協議。
- *福島第三自治会 役員会の開催(年間数回 他:事業・イベントにより開催)
 福島連合自治会 常任委員会での伝達・協議事項を役員会にて再協議のうえ、回覧・ポスター掲示等により会員や地域の方にご案内致します。
 各種事業やイベントの進め方・準備等を協議。
- *学校避難所運営委員会(玉川小学校・共成小学校)への参加(各年間 4 回程)
 万が一の災害に備えて多くの会員・地域の方々が安全に避難・生活ができるように市役所・消防署・警察署 等と連携して検討・協議を進めます(自助-共助-公助)
 防災訓練等実施の際には、多くの方々の参加・ご協力をお願い致します。
- *回覧(毎月 1 日・15 日前後)
 市役所・消防署・警察署 等からの案内や自治会の事業やイベントの案内を回覧致します。
- *ポスター掲示(掲示必要の都度)
 市役所・消防署・警察署 等からの案内や自治会の事業やイベントの案内を福島町 2 丁目にある掲示板 4 か所に掲示いたします。
- *活動内容詳細や最新の行事予定を福島第三自治会ホームページに更新致しますのでご覧ください。 閲覧方法は検索サイトより: 福島第三自治会 入力⇒検索 実行

- *事業計画の段階では日程等が未確定又は変更となる事業やイベントがありますが、決まり次第回覧等によりご案内致しますので、皆様の参加 ご協力の程よろしくお願い致します。
- *当自治会では、近年正副会長の成り手がなく、何年もほぼ同じメンバーで運営して参りました。会の継続・活性化を図るためにも、正副会長・会計・会計監査の役員については、任期ごとの見直しが必要と思われます。お声掛けの際には、事情をご理解の上、ご協力をお願い致します。
- *会員皆様におきましては、評議員・組長を含めた役員の負担を軽減するためにも、各種事業やイベントなど、積極的な参加やご協力をお願い致します。

福島第三自治会

会長 葉袋 和久

会計 塚越 秀幸

令和7年度予算(案)

自 令和 7年4月 1日

至 令和 8年3月31日

単位:円

	費 目	予算額	備 考
収 入	前年度繰越金	1,207,806	※1 自治会費地区別内訳
	自治会費	※1 369,600	第一地区 44世帯 105,600
	市助成金	77,400	第二地区 42世帯 100,800
	募金事務費	5,000	第三地区 24世帯 57,600
	雑収入(預金利息)	660	第四地区 19世帯 45,600
			第五地区 25世帯 60,000
	収入合計	1,660,466	合計 154世帯 369,600
支 出	事務費	10,000	※2 募金内訳
	通信費	21,000	
	会議費	30,000	
	総会費	10,000	
	行事費	20,000	
	連合自治会負担金	110,880	
	募金	※2 83,750	
	慶弔費	60,000	①日本赤十字社 23,550
	防災対策費	50,000	
	役員慰労金	67,000	
	雑費	50,000	
	子供会助成金	0	
	支出合計	512,630	
	予備費	1,147,836	
	支出総合計	1,660,466	
			②社会福祉協議会 31,400
			③赤い羽根共同募金 13,800
			④歳末助け合い 15,000
			合計 83,750

注)費目外転用は、役員の承認をもって対応できる。

令和7年度 福島第三自治会 防災対策委員会

令和7年4月1日
福島第三自治会

1. 役員名簿

役職名	氏名	電 話	備 考
会 長	薬袋 和 久	090-3211-8261	
副 会 長	薬袋 敏 邦	080-3016-6595	
同	青 木 みどり	090-4814-5774	
同	山 口 佳 宏	090-5311-0849	
同	伊 藤 隆 志	090-3099-1689	
会 計	塚 越 秀 幸	090-3427-3421	
書 記			
部 長	広 報	薬袋 敏邦	080-3016-6595
	防 火	伊 藤 隆 志	090-3099-1689
	予 防	青 木 みどり	090-4814-5774
	調 達	山 口 佳 宏	090-5311-0849
副 部 長	広 報	*	
	防 火	*	
	予 防	*	
	調 達	*	
組 長	各地区 組長		

2. 防災業務分担

担 当	通 常 業 務	非 常 時 業 務
広 報	防災意識の普及・啓発を図るための活動	災害防止活動 情報収集活動 秩序維持に対する協力活動
防 火	出火防止の徹底と、初期消火訓練の実施	初期消火活動 延焼拡大防止に対する協力活動
予 防	地域内の防火点検と震災訓練の実施	避難、誘導活動 救助物資の配分等に対する協力活動
調 達	予防活動を推進するための物資の調達整備と装備品の保守管理	救出、救護活動 炊き出しに対する協力活動

自主防災用具一覽表

福島第三自治会
令和7年4月現在

役職 組番号	氏名	ヘルメット		メガホン		腕章		防災服		役職 組番号	氏名	ヘルメット		メガホン		腕章		防災服	
		個数	No.	個数	個数	個数	役職名	着数	着数			個数	No.	個数	個数	個数	役職名	着数	着数
会長	栗袋和久	1	3自会長	1	1	1	会長			2-1	浅野 武	1							
副会長	栗袋敏邦	1	3自福	1	1	1	副会長			2-2	小川 成子	1							
同	青木 みどり	1	3自福	1	1	1	副会長			2-3	石毛 光恵	1							
同	山口 佳宏	1	3自福	1	1	1	副会長			2-4	吉井 和弘	1							
同	伊藤 隆志	1	3自福							2-5	釘宮 叔晃	1							
会計	塚越 秀幸	1	3自							2-6	山下 正	1							
会計監査	吉井 和弘	1	3自							2-7	-								
同	岩崎 喜信	1	3自							2-8	野間 陽	1							
廃減員										3-1	白川 宗昭	1							
										3-2	三田 和久	1							
評議員										3-3	貝沼 博之	1							
第1	森田 そよ子	1								3-4	志賀 秀樹	1							
第2	高橋 誠	1								3-5	國井 秀夫	1							
第3	國井 秀夫	1								4-1	武澤 公子	1							
第4	野谷 弘	1								4-2	関根 進一	1							
第5	梅田 実	1								4-3	小澤 幸男	1							
										4-4	菊地 和子	1							
組長										4-5	-								
1-1	清水 泰人	1								5-1	岩崎 喜信	1							
1-2	川上 小緒里	1								5-2	-								
1-3	清水 将和	1								5-3	梅田 光雄	1							
1-4	小川 七郎	1								5-4	-	-							
1-5	-									5-5	伊藤 隆志	1							
1-6	新保 靖志	1								5-6	-	-							
1-7	村井 正弘	1								倉庫保管		12		8	14			0	
										合 計		50		12	18			0	

*その他市よりの貸与品、担架、防災旗、災害救助道具Aセット各1を福島第三自治会倉庫に保管 (注)この別紙は防災用具と一緒に保管してください

*懐中電灯、各副部長のメガホン及び腕章は自治会館裏の福島第三自治会倉庫に一括保管

*以前の防災ヘルメットについては使用期限経過の為、令和6年 昭島市(防災課)より新たに50個を預かり、全てを交換致しました。

防 災 対 策 委 員 会 規 定

(名称・本部)

第1条 本会は、「福島第三自治会防災対策委員会」と称し、本部を自治会長宅におく。

(組 織)

第2条 本会は、福島第三自治会の地域内にある全世帯(含む事務所・事業所)を会員として組織する。

(目 的)

第3条 本会は、地域住民の自主防災組織として、防災意識の高揚、防災訓練の実施 等を積極的に行うと共に、震災時においては、初期消火、避難誘導、救護、防犯、物資調達等にあたり、もって地域住民の災害防止に万全を期することを目的とする。

(業務)

第4条 本会は、防災に関する業務を行うため次の部をおく。(部の業務は防災業務分担による)

- 1.広報部 2.防火部 3.予防部 4.調達部

(役員及び役員の任期)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名 副会長 若干名 部長 4名 副部長 4名
組長 組数名 会計 1名 書記 1名

- 1.役員の任期は、自治会役員任期と同一とする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- 1.会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3.部長は、副部長を指揮し防災業務の指導にあたる。
- 4.副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5.組長は、部長の指示に従って組内の防災業務に当たる。

(会 員)

第7条 本会の業務目的を達成するため、会員(全世帯)の協力が必要である。
従って会員は、役員の指揮、指導に従って積極的に諸活動に参加し、且つ行動するものとする。

(費 用)

第8条 本会運営に要する費用は、自治会会計より支出するものとする。

(運営規定)

第9条 本会の運営については、原則として、この運営規定によって律するが、予測しない緊急事態が発生した場合は、この規定にかかわらず、役員会に処理を委任する。

(付 則)

1. この運営規定は、平成7年4月1日から実施する。
2. この運営規定は平成21年4月1日から実施する。
3. この運営規定は平成22年4月1日から実施する。

福島第三自治会会則

(名称)

第1条 この会は、福島第三自治会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は自治会地域内の会員相互の連絡と親睦を図り、併せて会員の共同目的に対する生活環境の向上発展を期することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は福島第三自治会地域内に居住する世帯及び事業所を有する者は会員となることが出来る。

(組織)

第5条 本会の地域を5地区に分け、各地区に必要な数の組を置く。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
評議員	5名
組長	組数
会計監査	2名
廃棄物減量等推進委員	1名
相談役	若干名（必要に応じて）

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次の方法による。

- 1.会長・副会長・会計の選出は役員会で推薦し定期総会又は臨時総会で承認を得るものとする。
- 2.評議員は原則として各地域の中から順番をもって選出する。
- 3.組長は各組毎に順番をもって選出する。
- 4.会計監査は、役員会で選出し定期総会で承認を得るものとする。
- 5.廃棄物減量等推進委員・相談役は、役員会に於いて推薦し会長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 本会の役員の任務は下記のとおりとする。

- 1.会長は、本会を代表して会務を統括し、総会・役員会等を招集し本会の運営に当たる。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- 3.会計は、本会の金銭出納に関する一切の会計事務を処理する。
- 4.評議員は、情報紙の配布等及び会費のとりまとめを行うとともに、組長との連絡調整を行う。
- 5.組長は評議員を補佐する。
- 6.会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告をする。
- 7.廃棄物減量等推進委員は、市役所と連携の上、職務を行うものとする。
- 8.相談役は、会長の求めにより本会の運営を補佐する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は2か年を原則とし、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。但し、定期総会が終了する迄の間は前任者の職務とする。また、役員に欠損を生じた時は直ちにこれを補充し、その任期は残存期間とする。
尚、組長は任期を1か年とし、廃棄物減量等推進委員は任期3か年とする。

(会議の開催)

第10条 本会の会議は定期総会、臨時総会、役員会とし会長が招集する。

(会議の成立)

第11条 本会の会議は下記の定数を以って成立する。

1.定期総会及び臨時総会は、構成人員の過半数の出席（出席者及び委任状提出者）により成立する。但し構成人員は新旧の役員とする。

2.議事は、出席者の3分の2以上の賛成を以て決定する。

（決議事項）

第12条 定期総会及び役員会は、次の事項を決議する。

1.定期総会における決議事項

- (1) 会則の改廃
- (2) 年度事業の計画及び報告
- (3) 年度会計の予算及び決算並びに監査報告
- (4) 新役員の承認
- (5) 地区及び組の変更
- (6) 弔慰見舞金規定の改廃
- (7) その他の重要な事項

2.役員会における決定事項

- (1) 年度業務及び軽易なる事項

（専決事項）

第13条 会長は総会決議事項で総会に付すべき期日が無い時は、会長がこれを専決することができる。但し、役員会において速やかに報告しなければならない。

（会員の義務）

第14条 会員は本会の議決に従うものとする。

（会計）

第15条 本会の経費は会費、補助金及び寄付金等の収入を以てこれに当てる。

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

（会費）

第17条 会員は会費を負担する。会費は1か月金200円とする。

（弔慰見舞）

第18条 本会会員及び家族に不幸があった時は弔慰見舞金を贈る。但し、金額については、別に定める弔慰見舞金規定による。

（慰労金）

第19条 本会の永年勤続役員（5年以上）及び本会の発展に功労のあった人には感謝の意を表し、記念品等を贈呈する。並びに任期を満了した役員に対しても記念品等を贈呈する。金額については、別に定める慰労金規定による。

（付 則）

1. この会則は、平成7年4月1日より実施する。
2. この会則は、平成17年9月25日より実施する。但し、第5条及び第6条については、平成18年4月1日からの実施とする。
3. この会則は、平成18年4月15日より実施する。
4. この会則は、平成22年4月11日より実施する。

1、弔慰見舞金規定

- 1) 香典 5,000円
- 2) 見舞 災害（火事・水害・その他）3,000円～10,000円
傷病 無し

*いずれもお返し無しとする。

2、慰労金規定

永年勤続役員・功労者	10,000円		
会長	5,000円	副会長	3,000円
評議員	3,000円	会計監査	3,000円
組長（1か年）	記念品	会計	3,000円

以上

福島第三自治会 個人情報取扱方法

(目的)

- 第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を厳守すると共に、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料、または自治会掲示板及び回覧で会員に周知する。

(個人情報の取得)

- 第4条 前条の個人情報とは、「入会申込書」などにより会長に提出された次の事項を記したものと
する。

氏名・住所・電話番号・その他必要として同意を得た事項

(同意の取消し)

- 第5条 会員は、前条に基づき取得に合意した場合であっても、その後の事情により個別の項目及び全ての項目について同意を取り消すことができる。

- 2 取り消しの申し出があった場合は、直ちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿として既に会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

- 第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 自治会会員名簿の作成及び地図の作成
- (2) 緊急時・災害時などの連絡網の作成
- (3) 会費請求、管理、その他広報を始め文書のお届け等

(管理)

- 第7条 個人情報は会長または、会長が指定する役員が適切に管理する。

- 2 不要となった個人情報は会長立会いのもと、適正に廃棄するものとする。

(本人の同意を必要としない提出先)

- 第8条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対応して協力する必要がある場合

附則 平成29年4月1日 施行

評議員及び組長の皆様へ

福島第三自治会

自治会運営のため、下記対応をお願い致します。

評議員の皆様

下記 1～4 を、またできる範囲で 5,6 をお願い致します。

1. 5 月 1 日付けから担当地区組長に回覧物配布。(毎月 1 日と 15 日前後)
2. 4 月下旬～5 月中旬集金した会費を組長から受け取り、会計に引き渡す。
3. 組長からの会員またはご家族の計報連絡を担当副会長に連絡する。
4. 地区担当役員及び担当地区組長との連絡調整。
5. 盆踊り、祭礼、運動会などの行事運営の参加・協力。
6. 防災対策委員会（自主防災組織）運営の協力。

*ヘルメットを前任者から引き継いでください。

組長の皆様

下記 1～4 を、またできる範囲で 5～7 をお願い致します。

1. 5 月 1 日付けから担当組員に回覧物配布。(毎月 1 日と 15 日前後)
2. 4 月下旬～5 月中旬に担当組員から会費を集めて評議員に引き渡す。
3. 担当組内で会員またはご家族にご不幸があった場合の評議員への連絡。
4. 担当評議員及び担当組員との連絡調整。
5. 街灯消灯などの不具合あった場合に市役所へ修理依頼。
(市役所に電話 544-5111→交換手に街灯消灯の修理依頼と伝える→交通対策課の担当者が出たら街灯番号「南〇〇〇」が消灯と伝える)
6. 盆踊り、祭礼、運動会など行事運営の参加・協力。
7. 防災対策委員会（自主防災組織）運営の協力。

*ヘルメット、回覧板台紙を前任者から引き継いでください。

その他のご案内

* 福島第三自治会ホームページ

福島第三自治会ホームページで当自治会の最新の活動予定、活動内容、会則などをご覧いただけます。

閲覧方法は検索サイトより：福島第三自治会 入力 ⇒ 検索 実行

